

## 審査方法及び採点について

堺市立人権ふれあいセンターの指定管理者候補者の選定に際しては、当委員会において、応募団体の申請書類（企画提案書）について、審査項目に関する書類審査及び面接審査を行い、当該団体が指定管理者の適格性を有しているかどうかを審査する。

## 1 選定方法について

- (1) 申請書類による書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。
- (2) 点数は、「100点満点/人×委員長を除く出席委員数＝満点」となる。
- (3) 委員長を除く出席委員全員の点数を合算し、合計点数が満点の60%未満の場合には、候補者として選定しない。

## 2 採点について

- (1) 採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点から採点を行う。
- (2) 当該施設や審査項目について専門知識を有する場合は、専門的観点から判断し採点する。
- (3) 以上の趣旨で採点者は、審査表の全ての項目（後述の「4 採点方法を指定する項目について」を除く。）について採点を行う。

## 3 採点を行う上での目安について

採点は、評価の目安として以下のような段階に分類し、評価を行う。

配点基準	配点6点	配点9点	配点10点	配点11点	配点14点	配点20点
特に優れている (高度な能力を有している)	5～6点	8～9点	9～10点	9～11点	12～14点	17～20点
優れている (十分な能力を有している)	4点	6～7点	7～8点	7～8点	9～11点	13～16点
普通 (一応の能力を有している)	3点	4～5点	5～6点	5～6点	6～8点	9～12点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	2点	2～3点	3～4点	3～4点	3～5点	5～8点
不十分 (能力が乏しい)	1点	1点	1～2点	1～2点	1～2点	1～4点
劣っている (能力がない)	0点	0点	0点	0点	0点	0点

## 4 採点方法を指定する項目について

応募団体が次に該当する場合は、審査においてそれぞれ点数を付与する。

該 当 要 件		基礎点
市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、削減率（小数第2位四捨五入）に応じて付与	2%以上4%未満	1点
	4%以上6%未満	2点
	6%以上8%未満	3点
	8%以上	4点
次の①～⑤の項目に該当する場合は、配点（6点）を上限として項目ごとに2点ずつ付与。 （※ グループ応募の場合は、④の項目を除き、すべての者が満たしていること。）		
①	次のいずれかに該当する場合 ・障害者の雇用状況報告義務があり、平成30年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（*）を1人以上雇用している場合 ・堺市障害者雇用貢献企業である場合 *障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者	2点
②	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合	2点
③	65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合	2点
④	市内に本社・本店を有している場合 （グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	2点
⑤	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合	2点

## 5 同点の場合の取扱いについて

## (1) 最上位の団体の総合計得点が同点となった場合

ア 下記「選定基準優先順位設定表」により、優先順位第1位の項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して最上位団体を、候補者として選定する。

ただし、第1位の項目の各採点委員の合計点が同点であった場合には、第2位の項目の各採点委員の合計点を比較する。

以下第6位の項目まで順に各採点委員の合計点を比較し、候補者の団体を選定する。

イ 上記による選定方法でも候補者の団体が決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

## &lt;選定基準優先順位設定表&gt;

優先順位	選定基準中の「条例に定める指定の要件」の項目
第1位	施設の効用を最大限発揮させることができること。
第2位	管理経費の縮減が図られること。
第3位	使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第4位	事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第5位	事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
第6位	効果的かつ効率的な管理を実施できること。